



育児休業に関する社会保険料免除申請とQ&A

あおぞらレター227号では、10月からの育児介護休業法改正（保育所に入所できない場合等の育児休業の2歳までの延長）に伴う就業規則の変更や、雇用保険の育児休業給付についてご案内させていただきました。今回のあおぞらレターでは、この改正に伴う社会保険料の免除申請や皆さんにいただいたその他育児休業に関するご質問・回答についてQ&Aでご紹介いたします。



育児休業の延長に伴う社会保険料の免除申請について

- 育児休業中は社会保険料（本人・会社負担分）が免除されます。
- 免除にあたっては、育児休業取得時、それぞれの育児休業延長時に手続きが必要です。

※は法令を上回る休業→

育児休業期間	提出書類
①子が原則1歳まで	育児休業等取得者申出書
②原則1歳-1歳6ヶ月まで	育児休業等取得者申出書(延長)
③1歳6ヶ月-2歳まで	育児休業等取得者申出書(延長)
①～③の後、3歳までの育児休業の制度に準ずる措置による休業※	育児休業等取得者申出書(延長)

皆さんからのQ&Aから

Q1 改正された2歳までの育児休業の対象となる子の範囲が、平成28年3月31日以降生まれの子なのはどうしてですか？4月1日以降ではないですか？

平成28年3月31日生まれの子



A1 今回の改正では、子が1歳6ヶ月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象とされています。平成28年3月31日生まれの子が1歳6ヶ月に達する日は平成29年9月30日(☆)で、その翌日が10月1日となります。

☆数字上は、平成29年9月31日が誕生日応当日となりますが9月は31日がないので、民法の規定により9月30日となります。

4月1日生まれの子も3月31日生まれの子も1歳6ヶ月に達する日は9月30日となります。

Point! ○○歳に達する日とは「誕生日」ではなく「誕生日の前日」となります。

Q2 育児休業等からの早期の職場復帰を促してもいいですか？



A2 育児休業は法改正でより長期取得が可能になったものの、長期休業が従業員本人のキャリア形成の観点から必ずしも望ましくない場合もあります。事情やキャリアを考慮して、育児休業等からの早期の職場復帰を促す場合については「育児休業等に関するハラスメントに該当しない」ので差支えありません。上記を踏まえ、職場復帰のタイミングは従業員自らの選択にゆだねる形にしながらも、円滑に復帰できるよう従業員と職場復帰のタイミングを話し合しましょう。

Q3 保育所に入所できず、2歳まで育児休業を延長する場合の「不承諾通知書」は再度、取得と提出が必要ですか？

A3 従業員から「不承諾通知書」の提出がなくても、育児休業の申出を拒むことはできません。ただし、雇用保険の育児休業給付の申請においては原則として1歳6ヶ月の時点で保育園に入れない事実を証明するために通知書が必要です。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277